

第3章 施策の進め方

第3章 施策の進め方

1 推進体制

墨田区人権啓発基本計画推進にあたっては、さまざまな人権問題に取り組む庁内各課で構成する「人権啓発庁内連絡会」を開催し、人権問題の解決を促進するための諸条件の整備を図ります。

また、人権を取り巻く社会状況等を勘案しながら、広範な人権問題に対応する窓口や相談機能の充実、情報交換など、効果的な啓発の推進に努めます。

2 関係機関との連携促進

国や東京都などの公的機関と連携するとともに「墨田地区人権擁護委員会」及び人権問題の解決のために活動している「すみだ人権啓発センター」などの団体と協力して人権啓発活動を行っていきます。

また、「人権教育推進連絡協議会」や「墨田区要保護児童対策地域連絡協議会」等の運営を通じて、人権情報の収集・提供を図り、関連団体と連携して取り組んでいきます。

3 人材の養成

現在、特別区職員研修所の協力を得て、人権問題の啓発を行う講師の養成を行っています。すべての人々の人権が尊重され、差別のない社会づくりを推進するリーダーを養成するとともに、リーダーに自己学習活動の支援を図っていきます。地域の人権啓発リーダーとしては、民生・児童委員を対象とする人権啓発研修を実施していきます。

また、国際化推進事業の人材育成事業、高齢者の認知症ケア・虐待防止事業、子育て支援事業や市民後見推進事業等を通じて、人権ボランティアを育成していきます。

4 教育・啓発活動

人権問題を正しく理解するために、多くの区民に、人権について考える機会を提供し、差別や偏見の事象を具体的なテーマとして取り上げ、人権啓発に努めます。

加えて、区民の人権問題に対する理解を一層深め協力を得るため、啓発活動の充実・強化を図るとともに、人権問題についての資料・情報を収集し、その有効活用を図っていきます。

また、定期的に人権に関する区民意識調査を実施して、人権意識の浸透を確かめ効果の確認を図っていきます。

(1) 人権教育

施策内容
<ul style="list-style-type: none">● 人権教育推進連絡協議会<ul style="list-style-type: none">・ 区立幼稚園・小中学校教職員を対象に人権教育推進上の課題解決に資することを目的として、同和問題等、人権課題について、講義、施設見学会等を実施<p style="text-align: right;">【指導室 観点Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ】</p>● 東京都人権尊重教育推進校研究発表会の開催<ul style="list-style-type: none">・ 都内幼稚園・小中学校教職員を対象に研究発表会を開催<p style="text-align: right;">【指導室 観点Ⅰ・Ⅲ】</p>● 人権教育実践事例集の発行<ul style="list-style-type: none">・ 区立幼稚園・小中学校、関係機関に配布<p style="text-align: right;">【指導室 観点Ⅰ・Ⅲ】</p>

(2) 人権啓発

施策内容
<ul style="list-style-type: none">● 人権擁護委員の活動支援<ul style="list-style-type: none">・ 人権の花運動 小学校で児童が花の栽培・観賞・講話を通して、思いやりの心を育み、豊かな人権感覚を養う。 <p style="text-align: right;">【人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ】</p>・ 人権作文 次代を担う中学生が人権問題に関する作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を養う。 <p style="text-align: right;">【人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ】</p>・ 子どもたちの人権メッセージ発表会 子どもたちに人権尊重の精神と自由に意見を表明する権利を理解してもらおう。 <p style="text-align: right;">【人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ】</p>・ 小中学校での人権教室、人権講演会 <p style="text-align: right;">【人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ】</p>● 人権ボランティア団体「すみだ人権啓発センター」の活動支援<ul style="list-style-type: none">・ 平成17年4月に墨田地区人権擁護委員会と区が共同で設立。 区は、人権講演会の開催等、地域での人権啓発活動を支援する。 <p style="text-align: right;">【人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ】</p>

施策内容

- 社会を明るくする運動の支援
 - 墨田区推進委員会において保護司会を中心に他団体と連携・協力しながら運動を展開する。
【生涯学習課 観点Ⅰ・Ⅲ】
- 民生委員・児童委員活動
【厚生課 観点Ⅱ・Ⅲ】
- 人権フェスティバル
 - 人権問題講演会等の実施
【人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ・Ⅲ】
- 人権啓発イベント
 - 人権講演会等のイベントを通して、差別や偏見をしない、なくそうとする意欲を身に付ける契機とする。
【生涯学習課 観点Ⅰ・Ⅲ】
- 人権・同和教育（団体活動育成事業）
 - 人権尊重を基盤に少年・女性及び青年団体の文化・教育活動を援助する。
【生涯学習課 観点Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】
- 差別事象対応マニュアルの周知
【人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ】
- 広報紙等による人権啓発
 - 広報紙への人権特集・啓発記事の掲載
【広報広聴担当、人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ】
 - 区ホームページの掲載
【広報広聴担当、人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ】
 - 区民等を対象にした啓発冊子「人権感覚」の作成・配布
【人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ】
 - 人権に関する意識調査の実施
【人権同和・男女共同参画課 観点Ⅰ・Ⅳ】
 - ケーブルテレビを活用した区政情報番組で人権に係るテーマを放映
【広報広聴担当 観点Ⅰ・Ⅲ】
- 人権相談
 - すみだ区民相談室の法律・人権相談：毎週月・水・金
【広報広聴担当 観点Ⅱ・Ⅲ】
- 権利擁護法律相談
 - 社会福祉法人墨田区社会福祉協議会の権利擁護相談等への支援
【厚生課 観点Ⅱ・Ⅲ】

5 職員研修

墨田区では、職員の人権意識の向上を図るため、各職層研修で人権問題や男女共同参画等の研修を行っています。研修内容は、事例・グループ討議を中心とした参加型の手法を採用しています。今後はさらに工夫を重ね、効果的な内容となるよう各種手法を取り入れ、研修内容の充実を図ります。

施策内容
<ul style="list-style-type: none">● 人権関係研修の実施 次の研修を区もしくは特別区研修所と共同で実施<ul style="list-style-type: none">• 職層研修 新任職員、現任職員、係長（昇任）の各職層研修において、人権に関するカリキュラムを実施 【職員課 観点Ⅰ・Ⅲ】• 特別研修 管理職を対象に人権問題に関する講演会を実施 【職員課 観点Ⅰ】• 職員研修 職員を対象に人権問題に関する研修・講演会を実施 【職員課 観点Ⅰ】

6 フォローアップ及び見直し

計画の推進にあたっては、定期的に区民意識調査を実施し、その結果を以後の施策に反映させるなど、計画のフォローアップに努めます。また、国等の動向や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。